

(書式 1-1-8-2)

**譲渡による株式の取得について会社の承認を要求する定款の制限を撤廃する
場合の株主総会招集通知書**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株主各位

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

臨時株主総会招集ご通知

Asahi Chuo

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬具

記

- 1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇曜日) 午前〇時
- 2 場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
当社本店 (〇階〇〇会議室)
- 3 会議の目的事項

決議事項

議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当会社の発展を期すべく、株式の自由な譲渡を認めるため、定款第〇条に規定する株式の譲渡制限に関する規定を廃止し、その他条文の削除に伴い条数を繰り上げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株式の譲渡制限)</u> 第〇条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	(削 除)
第〇〇条 }) } (条文の記載省略) 第〇〇条 }	第〇〇条 } (現行の第〇〇条から) } 第〇〇条までを1条 第〇〇条 } ずつ繰り上げる) } (条文は現行どおり)

以上

解 説

(株式の譲渡制限に関する規定の概要)

株式は原則として自由に譲渡することができる（会社法第127条）。

しかし、株式会社の中でも株主の数が少ない中小規模の会社においては、経営の安定を保持するため会社にとって好ましくない者が株主となることを防止する要請があることから、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設けることが認められている（会社法第107条第1項柱書、第1号、同法第108条第1項柱書、第4号）。

また、株主総会の特別決議によりこの定款の定めを廃止し、株式の自由譲渡性を回復させることもできる。

(株主総会招集通知)

招集通知は、各株主に株主総会の開催を通知し、出席及び議決権行使の機会を保障し、議決権行使に必要な情報を提供するために、会社から各株主に送付するものである。

(招集通知の記載内容)

招集通知には、①株主総会開催の日時及び場所②株主総会の目的事項③書面による議決権行使を認める場合はその旨④電磁的方法による議決権行使を認める場合はその旨⑤その他法務省令で定める事項、を記載又は記録しなければならない（会社法第299条第4項、同法第298条第1項）。

(招集通知の送付期限)

株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日から2週間前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。この2週間前とは、招集通知の発出日と株主総会の会日との間に、まる14日間あることとされている。また、非公開会社における招集通知は、書面又は電磁的方法による議決権行

使を認めない限り、会日の1週間前に発すれば足り、さらに非取締役会設置会社では、定款で定めればこれを無制限に短縮することができる（会社法第299条第1項）。これらの期間が足りない場合は、招集手続が法令に違反するものとして、株主総会決議取消事由となる（会社法第831条第1項柱書、第1号）。

（招集通知の送付方法）

取締役会設置会社における招集通知は、書面又は電磁的方法によりしなければならないが、取締役会非設置会社においては、書面又は電磁的方法による議決権行使を認めない限り、書面又は電磁的方法による必要はない（会社法第299条第2項、第3項）。すなわち、口頭や電話等によることも可能である。

なお、株主全員の同意があれば、書面又は電磁的方法による議決権行使を認めない限り、招集手続を経ることなく株主総会を開催する事ができる（会社法第300条）。